

吉原工業高校 ソーシャルメディアポリシー

—スマートフォン、SNS 等の扱いに関する方針—

令和 4 年 4 月 20 日制定

近年、LINE、Instagram、Twitter、TikTok などのソーシャルメディアを日常的に利用する生徒が増えています。スマートフォン、タブレットなどは大変便利なものですが、注意して利用しないとトラブルに巻き込まれ、知らないうちに被害者や加害者になる恐れがあります。

本校では、スマートフォン等を持たせる・使わせるのは保護者の判断であり、ルールを守らせることも保護者の責任であることを前提とし、ソーシャルメディアの利用は「生徒自身の責任において利用する」ということを基本姿勢としています。その利用に際し、学校としての基本的な考え方を以下に示し、生徒と保護者のみなさんに理解を求めるものとします。

1 工業高校生として、「情報」をしっかりと勉強しよう

本校は工業高校として、生徒が様々な情報機器を授業や実習で扱い、最新の知識や技術を学ぶことができるカリキュラムを組んでいます。本校での学びにより、現在の情報社会 (Society4.0) はもとより、将来到来するロボットや AI が社会の中に溶け込んだ超スマート社会 (Society5.0) の中でも生き抜いていける工業人として、本校卒業後活躍することができましょう。

情報機器やソーシャルメディアの発展はめざましく、スピード感を持った対応が求められています。多くの新しいことを学び、利便性や長所ばかりではなく、危険性や短所も理解を深めなくてはなりません。本校でしっかりと学習し、安全安心な活用方法を身に付けましょう。

2 本校校地内でのスマートフォン使用は禁止です

本校では、緊急時の連絡用等の理由でスマートフォンを校地内 (部室棟、駐輪場、体育館、校地内駐車場含む) に持ち込む場合は、電源を切り鞆から取り出してはならないと定めています。【生徒手帳 p.6 生徒心得参照】

本校は以前まで「スマートフォンの校地内持ち込み禁止」という校則でしたが、令和 3 年度に生徒会執行部の生徒たちが生徒指導部の先生方と協議を重ね、このような校則への改訂が実現したという経緯があります。そういった過去の先輩たちの努力を無駄にしないよう、在校生のみなさんは現在の校則をしっかりと守りましょう。

一方で、スマートフォンを巡っては多くの高校で、授業中や昼休み等の不適切な使用・ソーシャルメディアへの投稿といった校則違反が後を絶ちません。本校も例外ではありません。違反した場合は、厳正に指導を行います。

3 自分の行動に責任をもちましょう

一度発信した情報は全世界に配信され、完全に削除することはできません。自分では実名を出していないつもりでも、書いた内容で個人が特定されてしまうことは今や常識です。この様な事態を防ぐために、静岡県教育委員会ではスクールネットパトロールを行っており、そこから得られた情報を元に、該当生徒に対して適切な指導を行っています。

また、グループ LINE やソーシャルメディアの鍵付きアカウント機能等による閉鎖的な場所での発言や投稿、配信であれば誰にも見つからない・バレないと勘違いをしている生徒が多いようですが、ソーシャルメディアに関わるトラブルは、こういった閉鎖的な場所での発信を 他者がスクリーンショットや画面録画機能を用いて保存し、それを証拠に通報してくるケースが昨今非常に多くなってきています。もし、本校の生徒が不適切な発信をしていることを発見した場合は、本校の先生に相談をしてください。

4 誹謗中傷をしてはいけません

ソーシャルメディアなどを通して、クラスメイトや他人、本校や本校に関わる企業・団体等を誹謗中傷するような内容を掲載することは断じて許されません。ましてや、他人をおとしめるような行為は、たとえ正義感をもっての行為や悪気がない行為であったとしても、「いじめ」と認知される可能性が十分考えられます。

ソーシャルメディアと日常は同じ現実世界です。日常生活で言わないこと・やらないことはソーシャルメディア上でもしないことが基本です。自覚と思いやりをもった行動をしましょう。

5 コミュニケーションの基本は「電波を介さず、相手の顔を見て直接話す」ことです

あなたが思っていることを誰かに伝えたいときは、できる限り相手の顔を見て伝えましょう。ソーシャルメディアでは表情は伝わりませんし、しぐさから相手の想いを読み取ることもできません。他人への思いやりの心を持ち、直接相手とコミュニケーションを取っていきましょう。

また、ソーシャルメディアの DM (ダイレクトメッセージ) 機能を介してのトラブルも後を絶ちません。連絡先を知らない顔も見たこともない赤の他人を安易に信用してしまうことはとても危険です。DM を通じて出会う行為は、命に係わる事件にも繋がりがかねません。

一方で、お互い顔と名前を知っている生徒同士にもかかわらず、あえて DM を通じてメッセージを一方向的に送り、不快な思いや迷惑行為に発展するトラブルも増加傾向にあります。本校で学校生活を共にする生徒同士なので、直接面と向かってのコミュニケーションを取り、適切な友好関係を築いていきましょう。

6 保護者の責任について御理解と御協力をください

- ①生徒にスマートフォン等を「持たせること」「使わせること」「家庭のルールを決めること」「家庭のルールを守らせること」は、それぞれの御家庭の状況に応じて、保護者の責任で行ってください。利用する際には、生徒本人と保護者が利用の仕方を十分に話し合っておくことが必要です。
- ②静岡県高等学校 PTA 連絡協議会の申し合わせでは、生徒の午後 10 時以降のスマートフォン等使用は自粛することとなっています。深夜までスマートフォン等を使用することで、学業や学校生活にまで影響を及ぼす生徒が非常に増えています。保護者と生徒本人一緒になってルールを作る等して、各御家庭において対策を講じてください。
- ③青少年インターネット環境整備法により、使用者が 18 歳未満の場合はスマートフォン等にフィルタリングを利用することができます。近年、生徒のスマートフォン所持率が上昇する一方、違法・有害情報を遮断するフィルタリングの利用率が低迷し、安易なインターネット利用による犯罪被害やトラブルが急増するなど、生徒を取り巻く環境の整備は極めて重要な課題です。今一度フィルタリングサービスの利用について各御家庭で検討してみてください。
- ④ソーシャルメディアを通じて簡単にネット投げ銭をしたり、スマートフォン等のゲームアプリケーションに課金をすることができるようになり、いつの間にか高額な金銭支払いが発生するトラブルも発生しております。この様な事案に関しては、本校でも情報モラル教育は行ってまいりますが、この様なトラブル発生時には各御家庭において責任を持って対応ならびに対処をお願いします。

以上、6 つの項目を示しました。この 6 つに共通することは、すべて本校生徒の安心安全を守るための指針であるということです。本校生徒が情報や情報機器、ソーシャルメディアに振り回されず、本業である勉学や部活動等に力を注ぐ 3 年間で過ごし、AI やロボット等が普及していく新しい社会の中で活躍できる工業人となることを期待しています。